

国自安第96号
平成28年8月2日

一般社団法人全国靈柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組み
について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう貴会傘下会員に対し周知方お願い致します。

記

・別添1 [重要調査対象事故]

トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故（東京都葛飾区）

・別添2 [重要調査対象事故]

貸切バスの衝突事故（熊本県阿蘇郡南小国町）



事業用自動車事故調査報告書 概要 ～トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故(東京都葛飾区)～

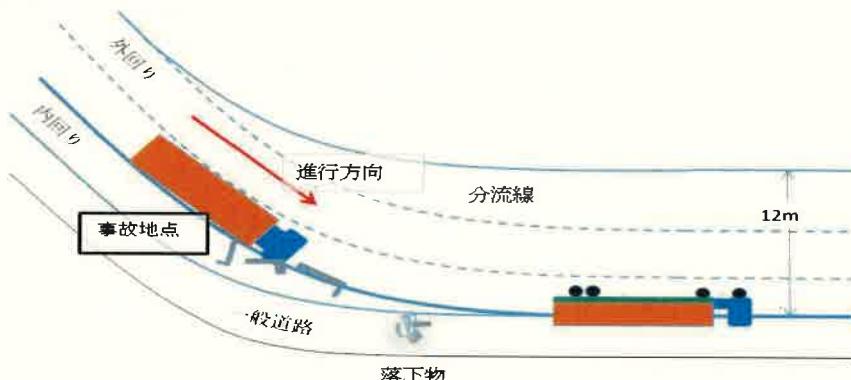
事故概要

平成26年12月23日12時30分頃、東京都葛飾区の首都高速中央環状線の高架道路において、トラクタ・コンテナセミトレーラが国際海上コンテナを積載して走行中、左カーブを曲がり切れずに道路右側の側壁に倒れ込みながら衝突した。

この事故により、トラクタ・コンテナセミトレーラの運転者が死亡した。また、一般道路を走行していた小型トラックの運転者が落下物の巻添えにより軽傷を負った。



事故状況図



原因

- トラクタ・コンテナセミトレーラの運転者が、制限速度を超過する速度から十分な減速を行わないままハンドル操作を行ったことにより起きたものと考えられる。
- 事業者においては、コンテナ内の積載物の積載状態や固縛状態の情報が入手できており、運転者も把握していなかった。また、運転者は、トラクタ・コンテナセミトレーラの運転特性に対する認識が不足していた可能性や、運行管理者としての勤務により、疲労が蓄積した状態で運転を行っていた可能性が考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、国際海上コンテナの輸送を行う場合、コンテナの重量、品目名、固縛の状況等の情報を収集し、これらの情報を運転者に伝達するとともに、積荷の情報等に応じた運行指示や、運行経路についても適切に指示をする。
- ★ 事業者は、運転者に対し、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を活用し、実践的教育に取り組む。

事業用自動車事故調査報告書 概要 ～貸切バスの衝突事故(熊本県阿蘇郡南小国町)～

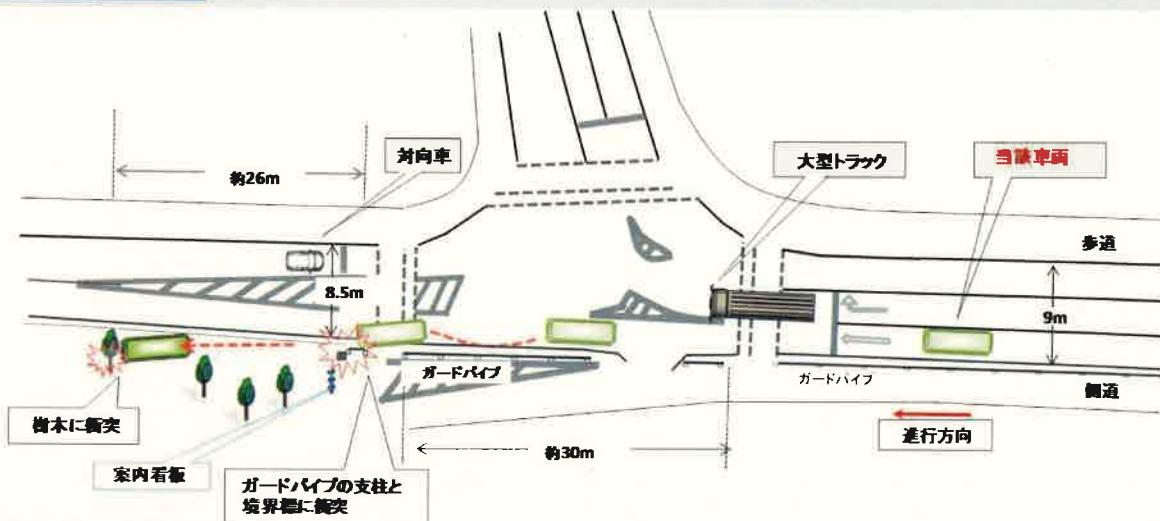
事故概要

平成27年4月22日14時03分頃、熊本県阿蘇郡南小国町の国道212号線において、貸切バスが乗客21名を乗せて走行中、道路左側に設置されたガードパイプの支柱等に衝突、さらに路外に逸脱し樹木に衝突した。

この事故により、貸切バスの乗客3名が重傷を負い、乗客16名が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- ・貸切バスの運転者が、**脇見運転**により車両が左側にそれたことから、慌ててハンドル操作することのみで危険回避しようとしたため、起きたものと考えられる。
- ・事業者は、運転者に対し、運行指示書に従って運行することの重要性や、運行指示書に示された**運行経路と異なる経路の運行**をする場合は、運行管理者に報告し運行の安全確保の指示を受けることについて、指導教育を行っていないことも事故の背景にあると考えられる。
- ・運転者が、乗客の**シートベルト**の装着状況を確認していなかったことが、被害を拡大させた可能性が考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、運転者に対し、運行指示書に従って運行することの重要性を指導教育するとともに、経路の変更を求められた場合には、**運行管理者の指示に基づいて**行われるよう指導教育する。
- ★ 事業者は、ヒヤリハット体験等を活用し、**ハンドルの操作のみで危険回避せず直ちにブレーキ**を操作し、停止することなどの実践的教育に積極的に取り組む。